

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	枚方市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、国民健康保険事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和5年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険の資格・賦課・給付・特定検診に関する事務を行う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届け出により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。</p> <p>③徴収した保険料を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑥被保険者への給付事務や還付事務を行うため、公金受取口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、国保総合システム及び国保情報集約システム、ねんきんネットWM、医療保険者等向け中間サーバー、びったりサービス、申請管理システム等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法別表第1の30、101の項・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の10の項・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の42、43、44、45、46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法別表第2の42、43、44、45、46の項 <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none">・同表の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項・番号法附則第6条第4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 国民健康保健課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 市民生活部 国民健康保険課 072-841-1403

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤本 久美子、松岡 博巳	藤本 久美子、池田 芳敬	事後	所属長の異動による変更であり、重要な変更には当たらないため
平成29年7月11日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の30の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の10の項(同条例施行規則第11条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の30の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の10の項(同条例施行規則第11条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の42、43、44の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、26条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の45、46の項 	事後	法令根拠の表記方法の変更であり、重要な変更には当たらないため
平成29年7月11日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、106、109 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・5・19・20・25・33・43・44・46・49・53条 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項番42～46 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25・26条 	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第2の42、43、44の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、26条) ・同表の45、46の項 <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同表の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3・15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ・同表の30、46、88の項 	事前	重要な変更には当たらないため
平成29年7月11日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤本 久美子、池田 芳敬	武田 圭司、池田 芳敬	事後	所属長の異動による変更であり、重要な変更には当たらないため
平成29年7月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事前	重要な変更には当たらないため
平成29年7月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事前	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	システムの名称変更であり、重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	部署	健康部国民健康保険室 総務・給付担当、資格・納付担当	健康部国民健康保険室	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	所属長の役職名	武田 圭司、池田 芳敬	課長	事後	様式変更によるため
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 1. 評価対象の事務の対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる。	基礎項目評価の実施が義務付けられる。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらないため
平成31年3月29日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	新規追加項目のため
令和1年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、国保総合システム及び国保情報集約システム、ねんきんネットWM	事前	重要な変更には当たらないため
令和2年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、国保総合システム及び国保情報集約システム、ねんきんネットWM	国民健康保険システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、国保総合システム及び国保情報集約システム、ねんきんネットWM、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更には当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第2の42、43、44の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、26条) ・同表の45、46の項 <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同表の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ・同表の30、46、88の項 	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第2の42、43、44の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、26条) ・同表の45、46の項 <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同表の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ・同表の30、46、88の項 ・同法附則第6条第4項 	事前	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険の資格・賦課・給付・特定検診に関する事務を行う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届け出により、必要な情報を入力し資格情報を管理する。 ②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。 ③徴収した保険料を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 	<p>「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険の資格・賦課・給付・特定検診に関する事務を行う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届け出により、必要な情報を入力し資格情報を管理する。 ②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。 ③徴収した保険料を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務や還付事務を行うため、公金受取口座情報を取得する。 	事前	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、国保総合システム及び国保情報集約システム、ねんきんネットWM、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、国保総合システム及び国保情報集約システム、ねんきんネットWM、医療保険者等向け中間サーバー、びったりサービス、申請管理システム等	事後	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・番号法別表第1の30の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の10の項(同条例施行規則第11条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の42、43、44の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、26条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の45、46</p>	<p>・番号法別表第1の30、101の項</p> <p>・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の10の項</p> <p>・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の42、43、44、45、46の項</p>	事前	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第2の42、43、44の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、26条) ・同表の45、46の項 <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同表の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ・同表の30、46、88の項 	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第2の42、43、44、45、46の項 <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同表の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 ・番号法附則第6条第4項 	事後	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康部 国民健康保健室	市民生活部 国民健康保健課	事後	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長	国民健康保険課長	事後	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 健康部 国民健康保険室	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 市民生活部 国民健康保険課 072-841-1403	事後	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	重要な変更にと当たらないため
令和5年1月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	重要な変更にと当たらないため